

杉並区立富士見丘中学校 学校いじめ防止基本方針

平成29年9月改定

I 基本方針策定の意義

いじめ問題は、社会全体に関する国民的な課題であり、学校においては、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

「杉並区立富士見丘中学校 学校いじめ防止基本方針」は、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例及び東京都いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

II いじめの定義

「いじめ」とは、学校の内外を問わず、生徒に対して、在籍している学校に在籍している生徒等、一定の人間関係にある児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。さらに、「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

また、「いじめ」は、「いじめ」を受けた生徒の権利を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、その心に長く深い傷を残すものである。「いじめ」は絶対に許されない行為であり、全ての生徒は「いじめ」を行ってはならない。

III いじめ問題への基本的な考え方

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

・いじめに関する生徒の理解を深める。

2 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

・いじめを発見した際は、いじめ対策委員会を設置し、管理職の指導の下、組織的に対応する。

・いじめられた生徒を守る。

・生徒の取組を支える。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

・学校一丸となって取り組む。

4 保護者、地域、関係機関と連携した取組

・社会総がかりで取り組む。

IV いじめ防止等に関する取組

1 未然防止

・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気醸成

・道徳教育や人権教育の充実及び体験活動等の推進による健全な心の育成

・教育相談活動を基盤とした生徒との信頼関係の構築

・生徒会を中心とした、生徒自らのいじめ防止に関する取組の推進

・校内研修会等による教職員の資質の向上

・生徒及び保護者を対象とした、いじめ防止のための啓発活動の推進

・日常的な情報交換及び保護者会や個人面談等による家庭との緊密な連携と協力

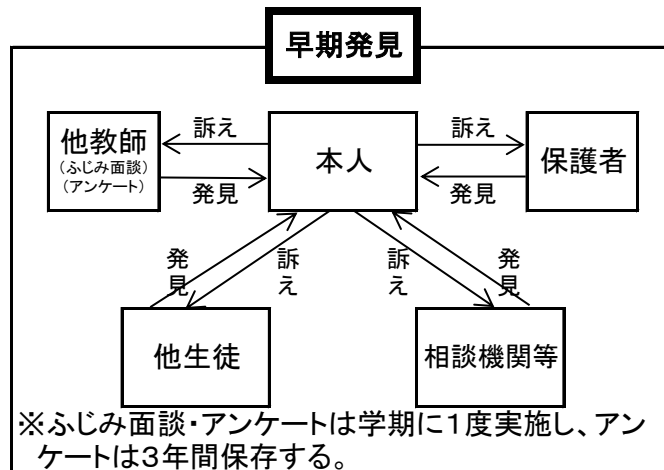
・地域や関係機関の行事や会議等への参加を通じた連携の強化

2 早期発見と対応

いじめ対策委員会の設置

以下に示す教職員等により、いじめ対策委員会を組織する。

- ・校長
- ・副校長
- ・生活指導主任
- ・各学年主任
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

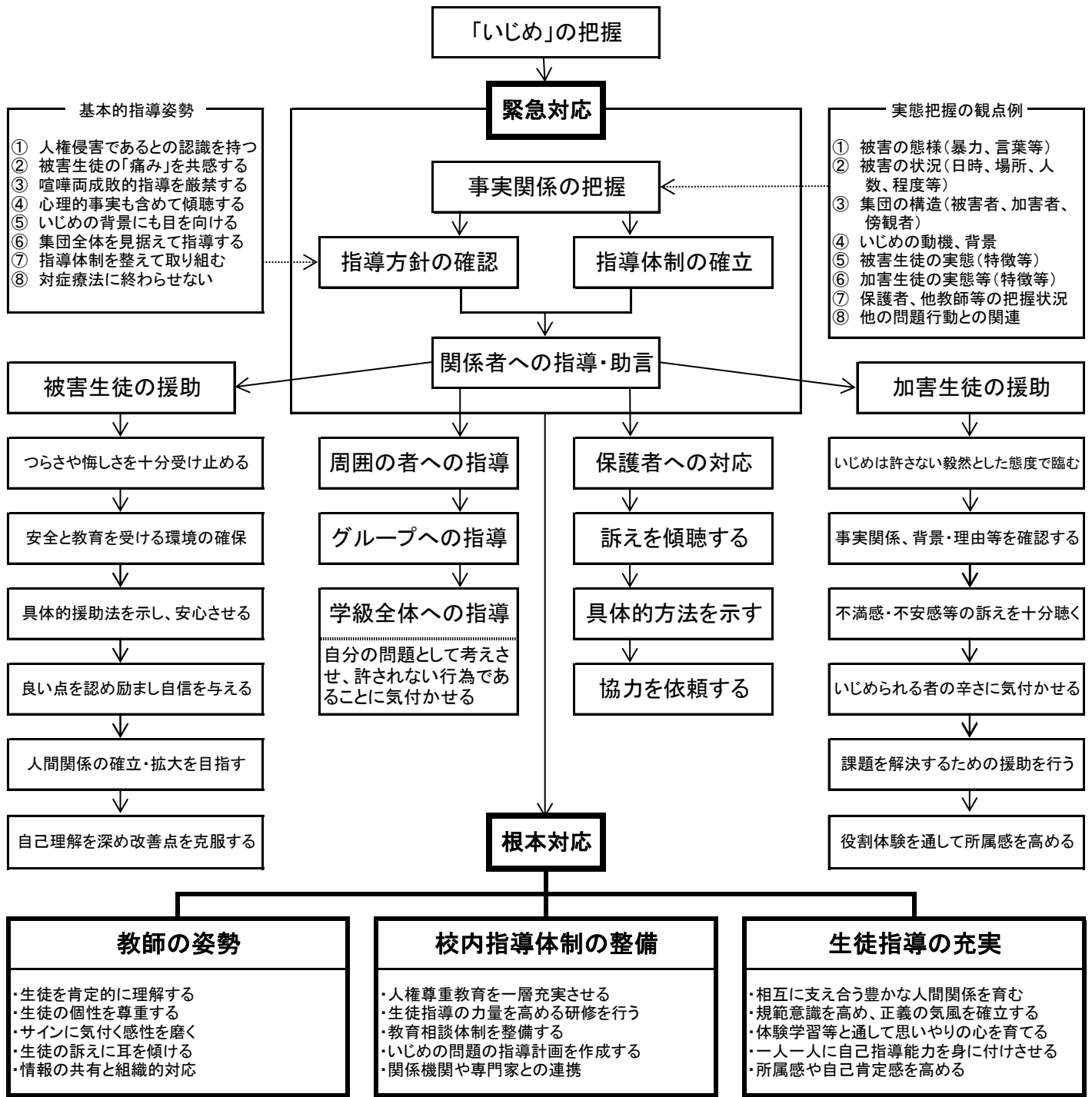


※ふじみ面談・アンケートは学期に1度実施し、アンケートは3年間保存する。

「いじめ」の把握

早期発見の観点例

- ① 沈んだ表情や態度が目立つ
- ② 遅刻・早退・欠席が増える
- ③ 一人でいることが多くなる
- ④ 委員等を辞めたいと申し出る
- ⑤ 日記や作品等に気持ちを表す
- ⑥ 用がないのに職員室によく来る
- ⑦ ひどいアダ名で呼ばれる
- ⑧ 靴隠しなどのイタズラをされる
- ⑨ トイレなどに落書きされる
- ⑩ 周囲の者から邪魔扱いされる



3 重大事態への対処

- ・いじめられた生徒の安全確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育が受けられる環境の確保
- ・在校生への心のケア
- ・関係機関や専門家等及び状況によっては警察との相談と連携
- ・事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者及び知事が行う調査への協力
- ・教育委員会又は知事への報告
- ・生徒及び保護者への説明

